

(様式第 5 号)

実績調書

(宛先)

大津市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までをいう。）に、国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と種類をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらを全て履行した実績（履行中のものを含む。）を記載してください。

また、記載した実績に係る契約書等の写しを添付してください。

※全ての実績を記載する必要はありませんが、少なくとも 2 件以上の実績を記載してください。

※この情報は、入札保証金又は契約保証金が必要となるかの確認のために使用します。

契約相手方	契約名称	契約金額	契約期間	契約内容

【参 考】

大津市契約規則 抜粋

(入札保証金)

第5条 施行令第167条の7の規定による入札保証金の額は、その者の入札金額の100分の5（インターネット売却案件にあっては、予定価格の100分の10）以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

(平23規則17・令元規則3・一部改正)

(契約保証金)

第24条 施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、契約金額（インターネット売却案件にあっては、予定価格）の100分の10以上の額とする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体と契約を締結したとき。

(2) 第23条の規定により契約書を省略したとき。

(3) 過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 造成しようとする土地の売買契約において、買受人がその造成を請け負う者であるとき。

(6) 契約の相手方が保険会社との間に市長を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

(7) 工事の請負契約において、請負人から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(8) 工事の請負契約において、契約金額が200万円以下であるとき。

(9) その他総合評価一般競争入札若しくは指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 締結した工事請負契約の一部を変更する場合において、請負代金を増額するときは、請負人が当該工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときに限り、当該増額する額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が変更前の請負代金額の3割以上増額する場合は、この限りでない。

(平10規則5・平29規則13・令元規則3・令7規則59・一部改正)